

毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準（その6）の制定及び
基準改正について（通知）

平成3年3月6日薬発第259号

厚生省薬務局長から各都道府県知事あて

毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準（以下「基準」という。）については、昭和50年11月26日薬発第1090号、昭和52年12月8日薬発第1416号、昭和56年3月31日薬発第330号、昭和60年4月5日薬発第373号及び昭和62年9月12日薬発第782号をもって通知したところであるが、今般、別添1のとおり毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準（その6）を定めるとともに、別添2のとおりセレン並びにセレン化合物及びこれを含有する製剤他6品目について従来の基準を改正したので、下記事項に留意のうえ、関係各方面に対し周知徹底を図られたい。

記

- 1 昭和50年11月26日薬発第1090号通知の記の1から7まで及び昭和62年9月12日薬発第782号通知の記の2は、別添1の基準及び別添2の改正による改正後の基準についても適用されるものであること。
- 2 別添2の改正による改正後の基準の「品目」の欄において、その下段の品目が上段（法令による分類）の複数の分類に該当するものについては、すべて法令による指定番号の小さい方に分類されているものであること。